

京都市告示第123号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年5月16日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	修道水0009号	東山区上梅屋町159番地の1地先 同区南梅屋町198番地地先	点
2	鳴滝水0037号	右京区鳴滝松本町26番地の2地先 同区鳴滝音戸山町10番地の4地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	太秦水0003号	右京区太秦安井松本町13番地の12地先 同町34番地地先	点
2	太秦安井水0009号	右京区太秦安井松本町13番地地先 同町12番地の1地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)